

加古川市登録文化財の登録基準

令和 7 年 1 月 30 日
教 育 長 決 定

加古川市文化財の保護に関する条例施行規則（昭和 37 年教育委員会規則第 2 号）第 20 条の規定により、加古川市文化財の保護に関する条例（昭和 37 年条例第 8 号）第 4 条の 2 の登録の基準について次のように定める。

1 加古川市登録有形文化財

(1) 建造物

建築物、土木構造物及びその他の工作物（重要文化財、登録有形文化財及び文化財保護法第百八十二条第二項又は第三項に規定する指定又は登録を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として建設後五十年を経過し、かつ、次のいずれかに該当するもの

- ア わが国又は本市の歴史的景観に寄与しているもの
- イ 造形の規範となっているもの
- ウ 再現することが容易でないもの

(2) 建造物以外の有形文化財

建造物以外の有形文化財（重要文化財、登録有形文化財及び文化財保護法第百八十二条第二項又は第三項に規定する指定又は登録を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として制作後五十年を経過し、かつ、次のいずれかに該当するもの

- ア 文化史的意義を有するもの
- イ 学術的価値を有するもの
- ウ 歴史上の意義を有するもの

2 加古川市登録無形文化財

(1) 芸能関係

保存及び活用のための措置が特に必要な演劇、音楽、舞踊その他の芸能（重要無形文化財、登録無形文化財及び文化財保護法第百八十二条第二項又は第三項に規定する指定又は登録を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、次のいずれかに該当するもの

- ア 芸術上の価値の高いもの
- イ 芸能史上の意義を有するもの
- ウ 芸能の成立又は変遷の過程を示すもの

(2) 工芸技術関係

保存及び活用のための措置が特に必要な陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術（重要無形文化財、登録無形文化財及び文化財保護法第百八十二条第二項又は第三項に規定する指定又は登録を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、次のいずれかに該当するもの

- ア 芸術上の価値の高いもの
- イ 工芸史上の意義を有するもの
- ウ 工芸技術の成立又は変遷の過程を示すもの

(3) 民俗関係

保存及び活用の措置が特に必要な風俗慣習、民俗芸能又は民俗技術（重要無形民俗文化財、登録無形民俗文化財及び文化財保護法第百八十二条第二項又は第三項に規定する指定又は登録を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、次のいずれかに該当するもの

- ア 基盤的な生活文化の特色を有するもの
- イ 発生若しくは成立又は変遷の過程を示すもの
- ウ 地域的特色を示すもの
- エ 時代の特徴をよく伝えているもの

3 加古川市登録民俗資料

有形の文化財（重要有形民俗文化財、登録有形文化財及び文化財保護法第百八十二条第二項又は第三項に規定する指定又は登録を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、衣食住、生産、生業、社会生活その他の民俗に係る用具、施設等の有形の民俗文化財のうちその形様、製作技法、用法の点で特色があり、わが国民又は本市民の基盤的な生活文化を理解する上で必要なもの

4 加古川市登録史跡名勝天然記念物

(1) 史跡（遺跡関係）

政治、経済、文化、社会に関する遺跡その他の遺跡（史跡及び文化財保護法第百八十二条第二項又は第三項に規定する指定又は登録を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として近代までのものであり、かつ、次のいずれかに該当するもの

- ア わが国又は本市の歴史を理解する上で重要なもの
- イ 地域の歴史の特徴を表しているもの
- ウ 歴史上の人物等に関するもの

(2) 名勝（名勝地関係）

公園、庭園その他の名勝地（名勝及び文化財保護法第百八十二条第二項又は第三項に規定する指定又は登録を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として人文的なものにあつては造成後 50 年を経過したもの又は自然的なものにあつては広く知られたものであり、かつ、次のいずれかに該当するもの

- ア 造園文化の発展に寄与しているもの
- イ 時代を特徴づける造形をよく遺しているもの
- ウ 再現することが容易でないもの

(3) 天然記念物（動物、植物及び地質鉱物関係）

動物、植物及び地質鉱物（天然記念物及び文化財保護法第百八十二条第二項又は第三項に規定する指定又は登録を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、国

土の成り立ち、自然の特徴又は人と自然の関わりを知る上で重要なものであり、かつ、次のいずれかに該当するもの

- ア わが国又は本市において作り出された飼養動物及び飼育地
- イ わが国又は本市において作り出された栽培植物及び生育地
- ウ 動物、植物並びに岩石、鉱物及び化石の標本
- エ 前アからウまでに掲げるもの以外の地域独特の自然物又は自然現象

附 則

この基準は、令和7年1月30日から施行する。